

取扱職種の範囲等の明示書 兼 手数料表

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下の項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種：機械組立工
- ・地 域：静岡県内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 30% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 30% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 30% 手数料負担者は求人者とします。
※上記職業紹介サービスに加えてより専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。
別途加算となります。